

令和7年6月6日 開会

令和7年 第2回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	報告第5号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	1
2	報告第6号	令和6年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	3
3	報告第7号	令和6年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	9
4	報告第8号	令和6年度寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	11
5	議第43号	令和7年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）	別冊
6	議第44号	寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について	13
7	議第45号	寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	17
8	議第46号	寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	19
9	議第47号	寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	33
10	議第48号	財産（小型除雪車）の取得について	38
11	議第49号	市道路線の認定について	40

報告第5号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月6日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

専第 9 号

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、昭和 56 年 9 月 11 日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償の原因

令和 7 年 4 月 8 日午後 5 時ごろ、寒河江市大字柴橋字金谷地内の農道高速側道 2 号線において、損害賠償請求者が運転する車両が、農道の欠損箇所に入り、車両の一部が破損したものである。

2 損害賠償の請求者

寒河江市在住の 70 代男性

3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金 12,840 円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和 7 年 5 月 19 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

報告第 6 号

令和 6 年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、
令和 6 年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

令和6年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	政策推進事業	14,850,000	14,850,000		3,710,000			11,140,000
2 総務費	1 総務管理費	まち・ひと・しごと創生事業	50,000,000	50,000,000		25,000,000			25,000,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応支援給付金事業	89,675,000	4,558,000		4,558,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健指導事業	520,000	520,000		519,000			1,000
6 農林水産業費	1 農業費	果樹園芸作物等生産振興対策事業	144,000	144,000		95,000			49,000
7 商工費	1 商工費	技術振興販路拡大推進事業	5,000,000	5,000,000		2,500,000			2,500,000
7 商工費	1 商工費	中心市街地エリアイノベーション促進事業	15,300,000	15,300,000		7,650,000			7,650,000
7 商工費	1 商工費	中心市街地活性化センターリニューアル事業	444,670,000	444,670,000		220,398,000	194,200,000		30,072,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	側溝整備事業	18,117,000	18,117,000			18,100,000		17,000

令和6年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業 (単独)	16,416,000	16,415,041			14,700,000		1,715,041
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業 (交付金)	250,265,000	250,264,262		134,440,000	98,900,000		16,924,262
8 土木費	3 河川費	河川総務管理事業	31,000,000	31,000,000			27,900,000		3,100,000
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	11,437,000	11,436,050			11,200,000		236,050
9 消防費	1 消防費	防災対策事業	5,645,000	5,645,000		2,820,000			2,825,000
10 教育費	1 教育総務費	教育委員会事務局 管理事業	78,000	78,000		26,000			52,000
10 教育費	1 教育総務費	学校再編整備事業	15,000,000	15,000,000					15,000,000
10 教育費	2 小学校費	小学校管理事業	248,757,000	248,757,000		62,406,000	149,800,000		36,551,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農業用施設災害復旧費 (補助)	8,000,000	8,000,000		7,920,000		3,000	77,000

令和6年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	繰越明許費予算額	翌年度繰越額	繰越額の財源内訳		
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	1 2 委託料	14,850,000	14,850,000	国庫支出金	28,710,000	(未収入)
			1 8 負担金、補助 及び交付金	50,000,000	50,000,000	一般財源	36,140,000	
			合 計	64,850,000	64,850,000	合 計	64,850,000	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	1 報酬	640,000		国庫支出金	4,558,000	(未収入)
			3 職員手当等	2,300,000		合 計	4,558,000	
			4 共済費	88,000				
			8 旅費	44,000				
			1 0 需用費	1,403,000	54,000			
			1 1 役務費	1,500,000	252,000			
			1 3 使用料及び 賃借料	900,000	42,000			
			1 9 扶助費	82,800,000	4,210,000			
			合 計	89,675,000	4,558,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	1 衛生総務費	1 2 委託料	520,000	520,000	国庫支出金	519,000	(未収入)
			合 計	520,000	520,000	一般財源	1,000	
						合 計	520,000	
6 農林水産業 費	1 農業費	3 農業振興費	1 8 負担金、補助 及び交付金	144,000	144,000	県支出金	95,000	(未収入)
			合 計	144,000	144,000	一般財源	49,000	
						合 計	144,000	

令和6年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	繰越明許費予算額	翌年度繰越額	繰越額の財源内訳		
7 商工費	1 商工費	2 商工振興費	1 2 委託料	15,300,000	15,300,000	国庫支出金	10,150,000	(未収入)
			1 8 負担金、補助 及び交付金	5,000,000	5,000,000	一般財源	10,150,000	
			合 計	20,300,000	20,300,000	合 計	20,300,000	
7 商工費	1 商工費	3 中心市街地活性化 拠点施設費	1 2 委託料	52,726,000	52,726,000	国庫支出金	220,398,000	(未収入)
			1 4 工事請負費	339,782,000	339,782,000	市 債	194,200,000	(未収入)
			1 7 備品購入費	19,712,000	19,712,000	一般財源	30,072,000	
			2 1 補償、補填及び 賠償金	32,450,000	32,450,000	合 計	444,670,000	
			合 計	444,670,000	444,670,000			
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路維持費	1 4 工事請負費	18,117,000	18,117,000	市 債	18,100,000	(未収入)
			合 計	18,117,000	18,117,000	一般財源	17,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路新設改良費	1 2 委託料	7,641,000	7,640,851	国庫支出金	134,440,000	(未収入)
			1 4 工事請負費	258,893,000	258,892,262	市 債	113,600,000	(未収入)
			2 1 補償、補填及び 賠償金	147,000	146,190	一般財源	18,639,303	
			合 計	266,681,000	266,679,303	合 計	266,679,303	
8 土木費	3 河川費	3 河川総務費	1 4 工事請負費	30,000,000	30,000,000	市 債	27,900,000	(未収入)
			1 6 公有財産購入費	1,000,000	1,000,000	一般財源	3,100,000	
			合 計	31,000,000	31,000,000	合 計	31,000,000	

令和6年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	繰越明許費予算額	翌年度繰越額	繰越額の財源内訳		
9 消防費	1 消防費	3 消防施設費	1 7 備品購入費	11,437,000	11,436,050	市 債	11,200,000	(未収入)
			合 計	11,437,000	11,436,050	一 般 財 源	236,050	
9 消防費	1 消防費	5 災害対策費	1 4 工事請負費	750,000	750,000	合 計	11,436,050	
			1 7 備品購入費	4,895,000	4,895,000	国庫支出金	2,820,000	(未収入)
			合 計	5,645,000	5,645,000	一 般 財 源	2,825,000	
1 0 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	1 0 需用費	78,000	78,000	合 計	5,645,000	
			1 2 委託料	15,000,000	15,000,000	国庫支出金	26,000	(未収入)
			合 計	15,078,000	15,078,000	一 般 財 源	15,052,000	
1 0 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	1 2 委託料	7,656,000	7,656,000	合 計	15,078,000	
			1 4 工事請負費	241,101,000	241,101,000	国庫支出金	62,406,000	(未収入)
			合 計	248,757,000	248,757,000	市 債	149,800,000	(未収入)
1 1 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	1 農業用施設災害 復旧費	1 4 工事請負費	8,000,000	8,000,000	一 般 財 源	36,551,000	
			合 計	8,000,000	8,000,000	合 計	248,757,000	
1 1 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	1 農業用施設災害 復旧費	1 4 工事請負費	8,000,000	8,000,000	国庫支出金	7,920,000	(未収入)
			合 計	8,000,000	8,000,000	分 担 金	3,000	(未収入)
1 1 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	1 農業用施設災害 復旧費	1 4 工事請負費	8,000,000	8,000,000	一 般 財 源	77,000	
			合 計	8,000,000	8,000,000	合 計	8,000,000	

報告第 7 号

令和 6 年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、
令和 6 年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

令和 6 年度 寒河江市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義 務発生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	水道施設 更新事業	183, 000, 000		183, 000, 000	17, 000, 000	71, 000, 000	95, 000, 000			令和 6 年度内の 完成ができな かったため
合計			183, 000, 000		183, 000, 000	17, 000, 000	71, 000, 000	95, 000, 000			

報告第 8 号

令和 6 年度寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、
令和 6 年度寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

令和6年度 寒河江市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義 務発生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水排水整備 事業	31,174,000		31,174,000	15,587,000	15,500,000	87,000			令和6年度内の 完了ができな かったため
1 資本的支出	1 建設改良費	寒河江市浄化 センター施設 等整備事業	45,000,000		45,000,000	22,500,000	20,200,000	2,300,000			令和6年度内の 完了ができな かったため
合計			76,174,000		76,174,000	38,087,000	35,700,000	2,387,000			

議第 4 4 号

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例（昭和 4 7 年市条例第 5 号）
の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 6 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例（昭和４７年市条例第５号）
の一部を次のように改正する。

別表第３中

「

投票所の投票管理者	日額	１２，８００円
期日前投票所の投票管理者	日額	１１，３００円
投票所の投票立会人	日額	１０，９００円
期日前投票所の投票立会人	日額	９，６００円
開票管理者及び選挙長	１回	１０，８００円
開票立会人及び選挙立会人	１回	８，９００円

」を

「

投票所の投票管理者	日額	１４，５００円
期日前投票所の投票管理者	日額	１２，８００円
投票所の投票立会人	日額	１２，４００円
期日前投票所の投票立会人	日額	１０，９００円
開票管理者及び選挙長	１回	１２，２００円
開票立会人及び選挙立会人	１回	１０，１００円

」に、

「

いじめ問題対策専門委員会委員	日額	２５，０００円以内
いじめ重大事態発生時再調査委員会委員	日額	２５，０００円以内

」を

「

いじめ問題対策専門委員会委員	日額	30,000円以内
いじめ重大事態発生時再調査委員会委員	日額	30,000円以内

」に、

「

障害支援区分判定審査会委員	日額	25,000円以内
---------------	----	-----------

」を

「

障害支援区分判定審査会委員	日額	30,000円以内
---------------	----	-----------

」に、

「

介護認定審査会委員	日額	25,000円以内
-----------	----	-----------

」を

「

介護認定審査会委員	日額	30,000円以内
-----------	----	-----------

」に

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 この条例による改正前の条例の規定により、令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律における投票管理者等の報酬額の改定及び山形県医師会による各種公衆衛生活動に係る医師の非常勤職員報酬日額の改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第 4 5 号

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 6 年市条例第 2 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 6 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、所要の改正をし
ようとするものである。

議第 4 6 号

寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙
のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 6 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用して乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 7 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 8 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼

児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為

をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（一般型乳児等通園支援事業の設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル

以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条

		第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。

この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（一般型乳児等通園支援事業所の職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係

る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設

の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（一般型乳児等通園支援事業に関する保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児

等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記録された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

乳児等通園支援事業を実施する事業者の認可に当たっての基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

議第 4 7 号

寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 5 年市条例第 2 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 6 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する
条例

寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成２５年市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号から第３号までを次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、２年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第３条第８号中「第二次試験」を「第２次試験」に、「１年以上」を「６月以上」に改め、同号を同条第１０号とし、同条第７号中「第１号若しくは第２号」を「第１号から第６号まで」に、「及び学科目又は第３号若しくは第４号に規定する課程に相当する課程又は学科目」を「に相当する課程」に改め、同号を同条第９号とし、同条第６号中「２年以上」を「１年６月以上」に改め、同号を同条第８号とし、同条第５号中「１０年以上」を「５年以上」に改め、同号を同条第

7号とし、同条第4号中「中等教育学校」を「中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）」に、「若しくは」を「又は」に、「7年以上」を「3年6月以上」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「土木工学以外の工学」を「工学」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除

く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「４年以上」を「２年以上」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「６年以上、同条第４号」を「３年以上、同条第５号」に、「８年以上」を「４年以上」に改め、同条第３号中「１０年以上」を「５年以上」に改め、同条第４号を次のように改める。

- (4) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については２年６月以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については３年６月以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については４年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条第５号中「第２号」を「第１号若しくは第２号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」に改め、同条に次の２号を加える。

- (7) 技術士法第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の緩和を行うため、所要の改正をしようとするものである。

議第 4 8 号

財産（小型除雪車）の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年市条例第 7 号）第 3 条の規定により、別紙のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

- 1 財産の種類及び数量 小型除雪車（1.3m級） 1台
- 2 取得の方法 一般競争入札
- 3 取得金額 金29,268,700円
〔内訳 物品代金 26,608,700円〕
消費税 2,660,000円〕
- 4 取得の相手方 寒河江市大字西根字中川原110番地の1
寒河江重車輛株式会社
代表取締役 土田朋由

理由

小型除雪車を更新し、市道の車道及び歩道の除雪作業を行うことにより円滑な
道路交通の確保を図るため、財産を取得しようとするものである。

議第 49 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市道の路線を認定する。

令和 7 年 6 月 6 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

路線 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
10313	石川 3 号線	寒河江市大字西根字上川原 3 0 3 番 1	
		寒河江市大字西根字上川原 3 0 3 番 7	
20400	高瀬山 3 号線	寒河江市高瀬台 1 番 2	
		寒河江市高瀬台 1 番 2 4	
20401	高瀬山 4 号線	寒河江市高瀬台 1 番 5 7	
		寒河江市高瀬台 1 番 5 6	
20402	高瀬山 5 号線	寒河江市高瀬台 1 番 5 9	
		寒河江市高瀬台 1 番 7	
20403	高瀬山 6 号線	寒河江市高瀬台 1 番 7 0	
		寒河江市高瀬台 1 番 6 7	
20404	高瀬山 7 号線	寒河江市高瀬台 1 番 6 6	
		寒河江市高瀬台 1 番 1 9	

理 由

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、6 路線を認定しようとするものである。